

NBRP

ABS

学術対策
チーム

2017年9月6日

弘前大学

名古屋議定書 国内発効

-学術研究分野での対応-

大学共同利用機関法人
情報・システム研究機構
国立遺伝学研究所
ABS学術対策チーム

鈴木睦昭（知財室長）
msuzuki@nig.ac.jp

- I. はじめに
- II. 生物多様性条約・名古屋議定書、国内措置(ABS指針)
- III. 研究者が行わなければならない対応
- IV. ABS学術対策チームの対応支援の取り組み

- I. はじめに
- II. 生物多様性条約・名古屋議定書、国内措置(ABS指針)
- III. 研究者が行わなければならない対応
- IV. ABS学術対策チームの対応支援の取り組み

2017年8月20日 日本が名古屋議定書締約国となった (99番目) 国内発効 国内措置 (ABS指針) 開始

～ 遺伝資源を扱う研究・産業に携わる方へ～

名古屋議定書の国内措置

ABS指針

遺伝資源の取得の機会及びその利用から
生ずる利益の公正かつ衡平な分配に関する指針



ABS 指針の主な義務

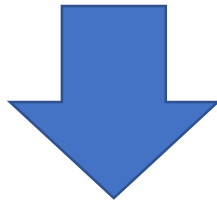
- ・ 国際遵守証明書のABSクリアリングハウスに掲載した案件を、環境省に報告
- ・ 名古屋議定書締約国からの、申し立てについての協力

結局、提供国の法令遵守と、生物多様性条約の ABSの概念を理解した行動（事前同意、相互合意、先住民へのレスペクト）は、引き続き変わらない。

締約国となったことでより、海外からの見方は厳しくなることにより、より厳密に対応が必要となる

- 大学の研究者から逮捕者を出さない
- 大学の研究を大きく阻害しない

関係者との意見調整
長年の検討



- 行政措置として**ABS**指針
- 提供国法規制の遵守
- 生物多様性条約の概念を理解した行動

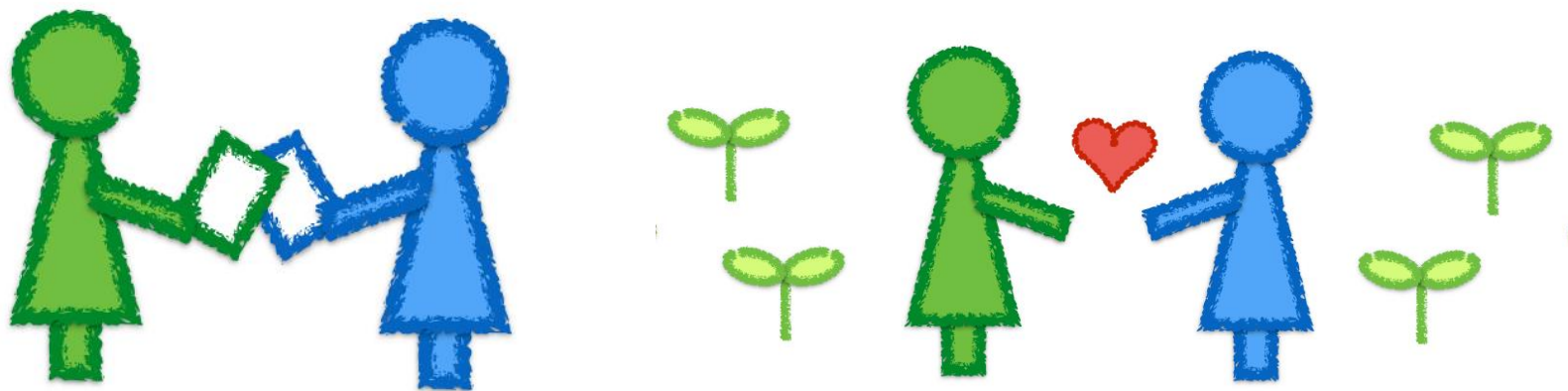
名古屋議定書の日本及び各国の実施により

- ・提供国の手続きが明確になる
- ・国際的なお墨付きである国際遵守証明書が将来的に普及
ABS指針による手続きにより我が国の適法取得が明確になる

→ 遺伝資源の円滑な利用が促進されると期待

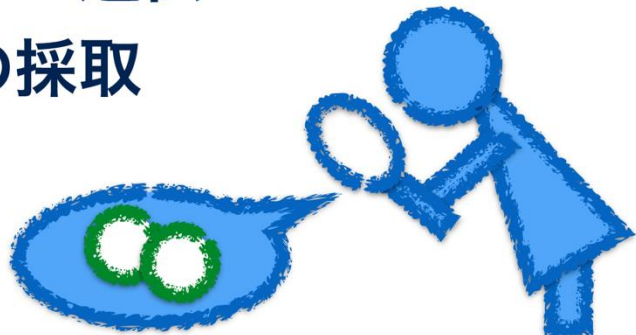
日本の国内措置であるABS指針は、範囲は明確、義務事項は過度な負担ではない。また、遡及もない

提供国の法令・規則を守って遺伝資源の取得を行い、積極的な、海外からの遺伝資源の活用を行いましょう

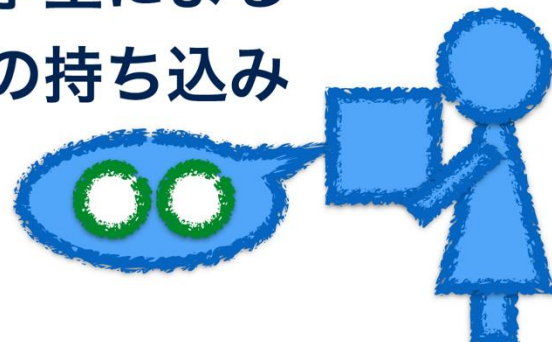


このような場合に注意が必要です。

海外での遺伝資源の採取



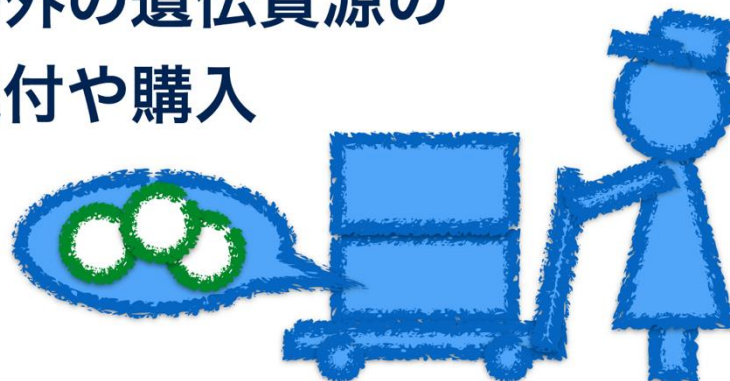
外国人留学生による遺伝資源の持ち込み



海外の遺伝資源の持ち出し



海外の遺伝資源の送付や購入

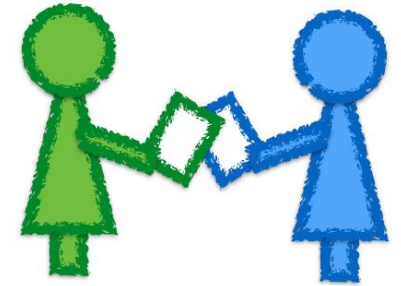


提供国の法令を遵守し必要な手続きを行ってください。

(国や遺伝資源の種類により異なる)

特に現地の伝統的知識と関係ある時(薬草など)は、さらにご注意ください。

すでに海外から遺伝資源を取得を行なっている研究者に向けて



(1) 提供国の関連する法規制をご確認ください

情勢にはご注意、法規制が改定することもあります

(2) 機関同士のMOU/MOA、MTAを交わすことを
推奨します

(3) 将来的に国際遵守証明書が普及する方向です、
現状普及は初期段階であります。必ず、IRCCが
必要というわけではありませんが、
国際遵守証明書が発行されましたら
ABSクリアリングハウスに掲載されましたら、
ABS指針に沿って、環境大臣に報告ください

- I. はじめに
- II. 生物多様性条約・名古屋議定書、国内措置(ABS指針)
- III. 研究者が行わなければならない対応
- IV. ABS学術対策チームの対応支援の取り組み

名古屋議定書が国内措置として求めていること

議定書の概要

○生物多様性条約の下に定められた、「遺伝資源の利用による利益の公正・衡平な配分(条約の目的の一つ)のための国際ルール」。

2010年: 日本が議長国のCOP10(名古屋)で採択。

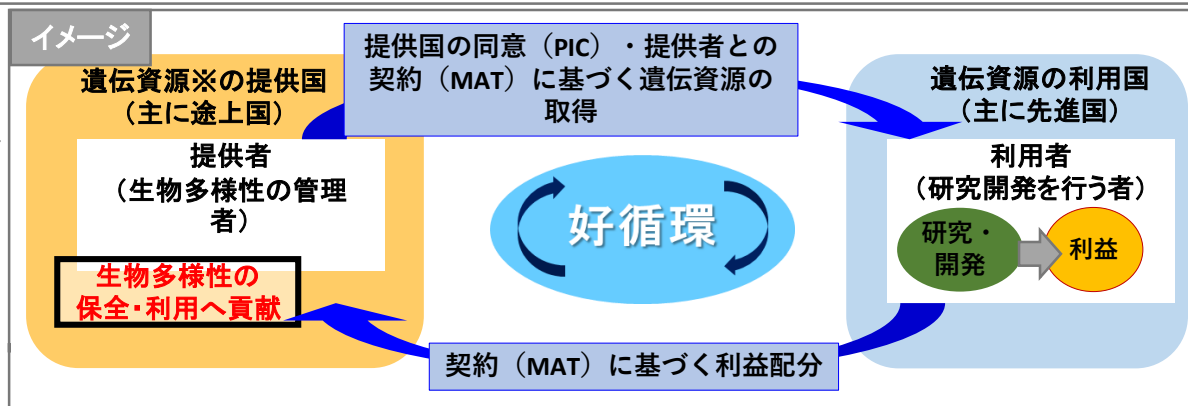
2014年: 議定書発効

(2017年7月時点で99ヶ国及びEUが締結。)

2017年: 我が国が締結(署名は2011年)

○国際目標「愛知目標」: 「2015年までに名古屋議定書が国内法制度に従って施行・運用されること」

○SDGs(持続可能な開発目標): 「国際合意に基づき、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を推進するとともに、遺伝資源への適切なアクセスを推進する。」



議定書が各国に求めていること

提供国: 「提供国の同意」・「契約の締結」を遺伝資源取得の前提とする確実・明確・透明なルール策定(※)

利用国: 自国で利用される遺伝資源が提供国法令を遵守して取得されたこととなるようなルール策定

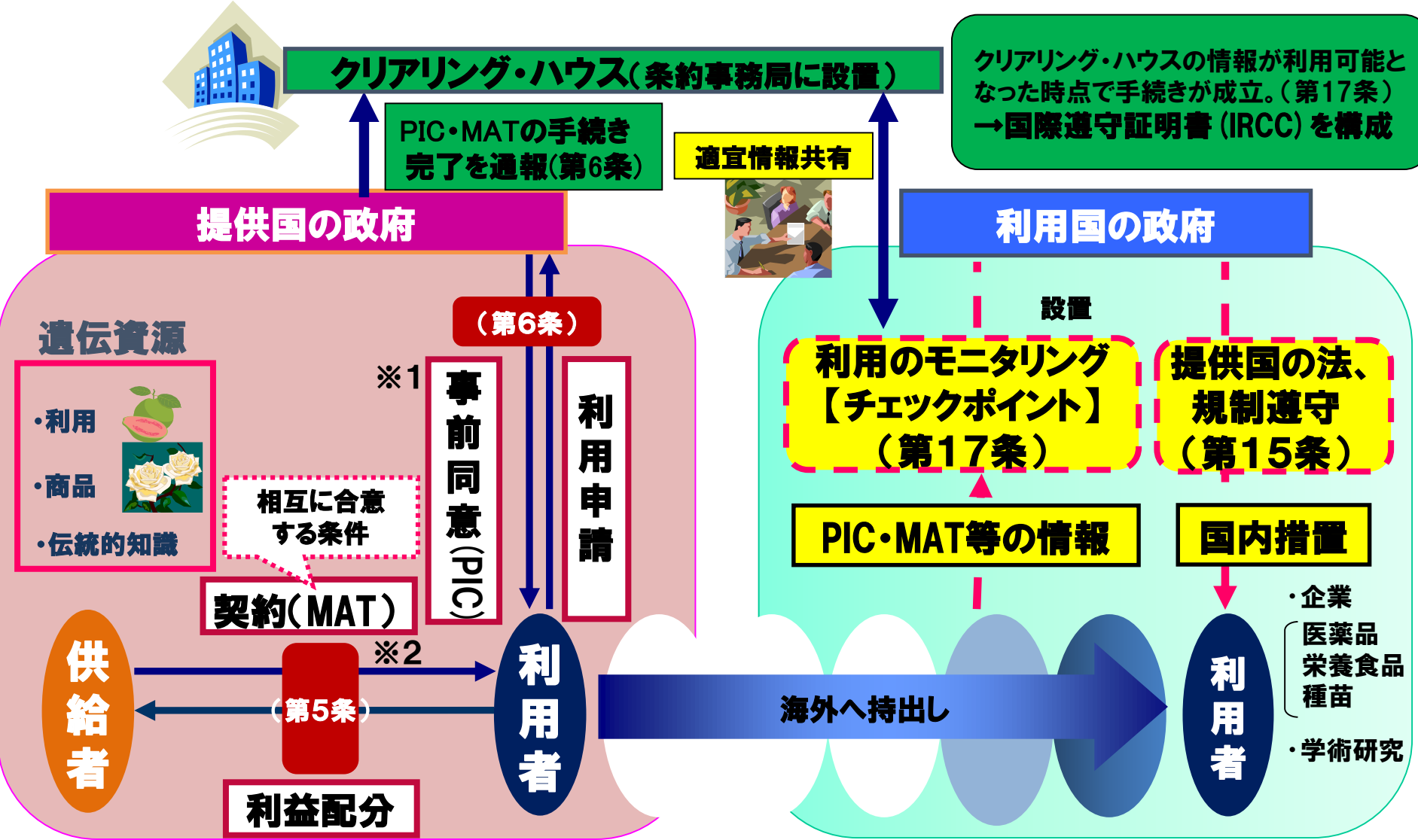
その他: ABSCH(国際的な情報交換センター)への提供国法令・許可証情報掲載等

※別段の決定を行う場合を除く

議定書締結の意義

- **提供国からの信頼の獲得** ※途上国に、措置をとらない国には提供しないとの動きあり(マレーシア、アフリカ連合)。
- **国際的なルール作りへの発言力を獲得** ※未締結の我が国は、締約国としてルール作りの意思決定に参加できず。
→ **遺伝資源の取得を円滑にし**、また、合法取得の促進により、**違法取得や訴訟のリスクを低減**。
→ 遺伝資源を利用する国内の**産業や学術に貢献**。
- 遺伝資源の利益配分は、**生物多様性の保全**等のための**インセンティブ**や**原資**ともなる。

名古屋議定書発効・締約国加入後の遺伝資源の取扱いイメージ



※1 PIC: Prior informed Consent
 ※2 MAT: Mutually Agreed Terms

緑色は発効後、開始した事項

黄色は、締約国加入後、変化する事項

名古屋議定書の経緯

	2010年(H22)	2011年(H23)	2012年(H24)	2013年(H25)	2014年(H26)	2015年(H27)	2016年(H28)	2017年(H29)
国際的な動き	採択 (10/29) COP10 (10/18-29) 日本・名古屋	署名開放 (11/2/2~12/2/1)	〔締約国による50番目の批准書等の発効 託の日の90日後に発効〕		発効 (10/12) COP12・ COP-MOP 1 (10/6-17) ピョンチャン 韓国・平昌 EU締結 (14年5月)	EU規則施行 (15年10月)	COP13・ COP-MOP2 (12/4-17) メキシコ・カンクン 英・独・中・仏締結 (16年2、4、6、8月)	H29.8現在の締結国数 99ヶ国 + E U 韓国締結 (17年5月)
		日本署名 (5/11)	生物多様性国家戦略 2012-2020(12年9月): 可能な限り早期に名古屋議定書を締結し、遅くとも2015年までに、議定書に対応する国内措置の実施を目指す					
国内の動き	議定書締結に向けた検討							
	関係省庁連絡会議等における関係省庁による検討							
	名古屋議定書に係る国内措置検討のための懇談会 (11年11月~12年3月)		名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会 (12年9月~14年3月、全16回) 〔委員: 学術関係者、(独)理研、遺伝研、(独)NITE、製薬、漢方、種苗等業界関係者〕			関係業界との意見交換 (ヒアリング、勉強会、シンポジウム等)		担保措置案の各省合意
	各国法令について 情報収集・情報提供							
								1/20~2/18 ABS指針案意見公募 名古屋議定書の締結 日本国内での発効 8/20 5/22

「名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会」報告書の概要

「名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会」について

産業界、学术界及びNGOの有識者により、議定書の早期締結に向けて日本にふさわしい国内措置のあり方を検討するために平成24年9月に設置され、全16回開催された。平成26年3月に、国内措置に関する有識者の意見のとりまとめとして、報告書を発表。

◆ 利用国措置に関する考え方

① 遺伝資源等の適正な利用の促進に貢献

利用者が安心して遺伝資源を利用でき、利用の促進に貢献する措置とすべき。

② 国内関係者から支持及び国際社会への説明責任

日本の利用者が諸外国との競争上不利な立場に置かれる等学術研究活動や産業活動を妨げることのない、遺伝資源の利用を促進するための措置とすべき。

③ 明確、簡素、かつ实际的

すべての利用者に対応できる明確、簡素かつ实际的な措置とすべき。

④ 遺伝資源の国際的な流通への配慮

日本と主要先進国等の利用者間での遺伝資源の円滑な流通を、今後とも確保すべき。

⑤ 普及啓発と支援措置の重要性

普及啓発、支援措置、遵守措置と併せて実施する必要。



◆ 提供国としての遺伝資源への主権的権利の行使に関する考え方

提供国措置を講ずることにより、我が国で多く実施されている国際的な共同研究において、遺伝資源の取得や移転等に当たり一定の手続を求めることになり、迅速な研究開発へ影響することが懸念される。現時点では措置する必要はないが、情勢の変化等から将来的に必要な場合に備えて、検討は継続する必要。

遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する措置に関する指針(ABS指針)の概要

財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省 共同告示

目的

ABS(Access and Benefit-Sharing)を促進する措置を講ずることにより、名古屋議定書の的確かつ円滑な実施を確保し、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に貢献する。

利用国としての措置 (議定書15・16・17条担保)

① 遺伝資源の適法取得の報告

- ・遺伝資源の取得者は、原則として、国際遵守証明書がABSクリアリングハウス(ABSCH)に掲載後6月以内に、適法取得の旨を環境大臣に報告する。
(遺伝資源と併せて、関連する伝統的知識を取得する場合は、併せて報告。)
(上記以外の取得者・輸入者等も報告可能)
- ・未報告者に対しては報告を求める(環境大臣)。
また、必要に応じ、取得者に対し、指導・助言を行う(主務大臣)。

② 適法取得の国内外への周知

環境大臣は、①の報告内容を、環境省ウェブサイトに掲載し、ABSCHに提供する。

③ モニタリング

- ・①の報告から概ね5年後、遺伝資源利用に関連する情報提供を求める(環境大臣)。
- ・未提供者に対しては再度提供を求める(環境大臣)。
また、必要に応じ、指導・助言を行う(主務大臣)。

④ 提供国法令違反の申立てへの協力

他の締約国から提供国法令違反の申立てがあった場合、環境大臣は、必要に応じ、遺伝資源等の取扱者に対し情報提供を求め、当該締約国に提供する。

提供国としての措置 (議定書6条)

我が国の遺伝資源の利用のための取得の機会の提供に当たり、我が国の事前の同意は必要としない。ただし、ABSに関する社会的情勢の変化等を勘案し、施行から5年以内に検討を加え、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。

ABSに関する奨励 (議定書5・9・17・20条担保)

我が国の遺伝資源の提供者・利用者又は提供国の遺伝資源等の利用者

- ・利用から生ずる利益の配分が公正かつ衡平となる契約を締結するよう努める。
- ・その利益を生物多様性の保全等に充てるよう努める。
- ・契約において設定する相互に合意する条件に情報共有規定を含めるよう努める。

遺伝資源利用関連業界等の団体
契約条項のひな形、行動規範、指針及び最良の実例又は基準を作成するよう努める。

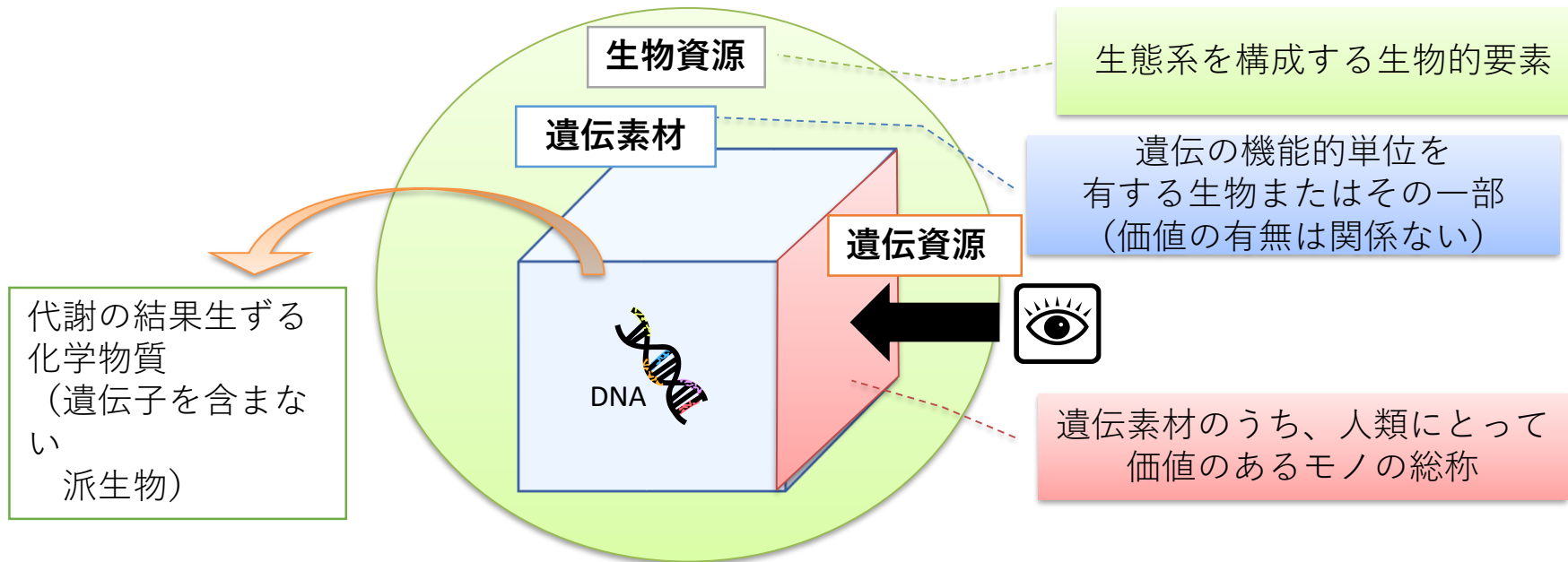
〔施行日:名古屋議定書が我が国について効力を有する日(平成29年8月20日)〕

環境省HPより

ABS指針における用語の定義

用語の定義

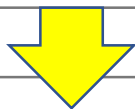
- 遺伝資源: 遺伝の機能的単位(遺伝子)を有する植物・動物・微生物その他に由来する素材であって現実の又は潜在的な価値を有するもの
- 遺伝資源の利用: 遺伝資源の遺伝的又は生化学的な構成に関する研究及び開発を行うこと
- 遺伝資源に関連する伝統的な知識: 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連する伝統的な生活様式を有する先住民の社会及び地域社会において伝統・風習・文化等に根ざして昔から用いられている特有の知識のうち「遺伝資源の利用」に関連しているもの



ABS指針における利用国としての措置について

基本的な考え方

- 遺伝資源等の適正な利用を推進する措置
- 遺伝資源の利用実態を踏まえた明確・簡素・現実的かつ効果的な措置



利用国措置

- 提供国から日本国内に持ち込み、利用される遺伝資源等が、提供国においてそのABS法令等を遵守して取得されたこととなるよう、適当・効果的・相応と認められる措置を取ること(第15条・第16条)、遵守の支援のために遺伝資源の利用をモニタリングし、透明性を高める措置をとること(第17条)、が必要。

■ 行政措置(告示) ■ 利用者の負担を抑えつつ簡易に合法取得を確認する措置

ー ABSCHにABS法令等を掲載した国から遺伝資源等を取得し、ABSCHに国際遵守証明書(IRCC)が掲載されている場合で、自ら国内に持ち込んだ場合に限り、半年以内に国内でその旨を報告

ー 以下の場合も報告可能

- ①提供国からABS法令等に基づく許可証を得たがABSCHに証明書が掲載されていない場合
- ②提供国法令が適用される遺伝資源を譲り受けて国内に輸入した者
- ③我が国において遺伝資源を譲り受けた者

ー 人の健康に係る緊急事態(国際保健規則で定める緊急事態等)の場合は緊急事態収束後に報告

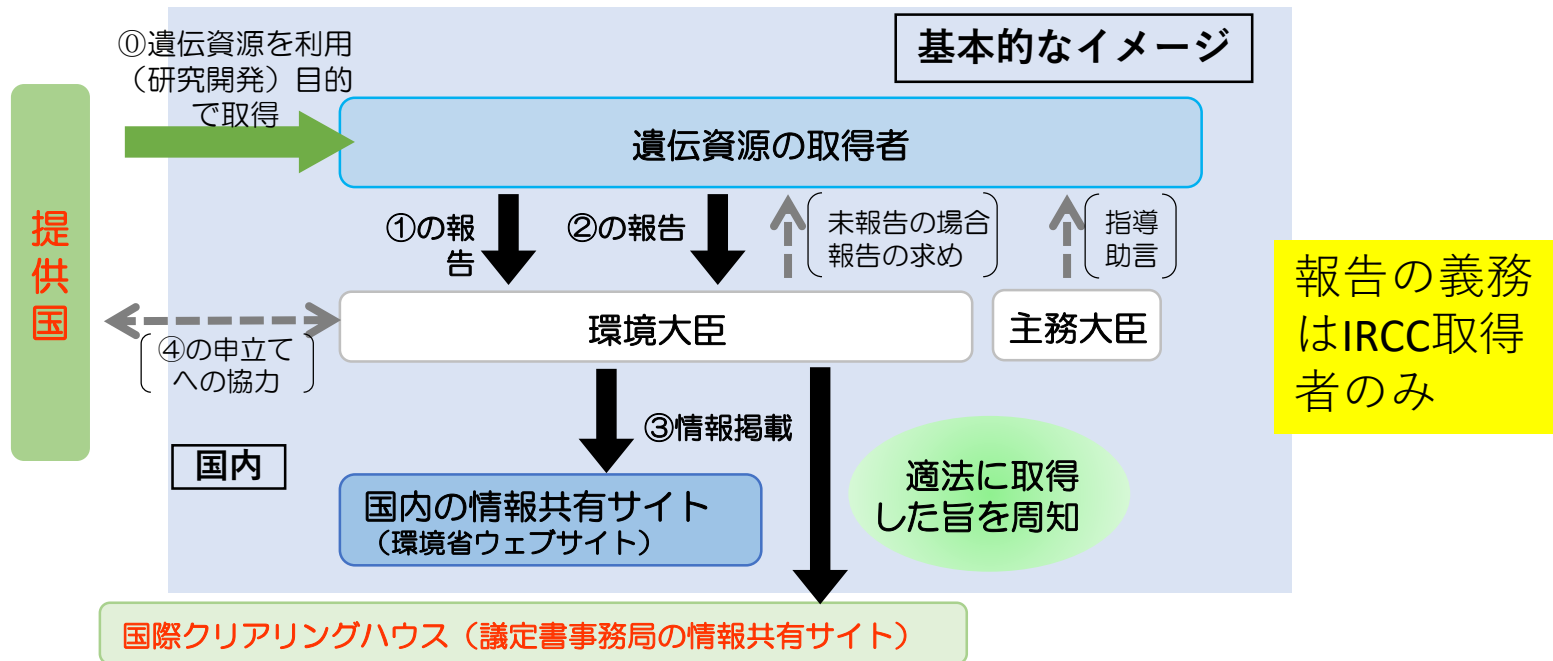
ー 報告者(の一部)に遺伝資源の利用情報(利用状況・分野)を報告から概ね5年後に聴取
(秘匿情報はABSCH等による公開をすることはない)

ー 上記の合法取得・利用情報はABSCHや環境省のHPに希望に応じて掲載し合法取得等を国内外へ周知

利用国としての措置のイメージ

利用国措置の流れ

- ◆ ねらい：遺伝資源の適法取得情報を確認し、国内外に周知
- ① 議定書の義務を果たす提供国 から遺伝資源を適法に取得した者は、その旨を報告
- ② 取得の報告から概ね5年後、環境大臣が利用状況の報告を要請
- ③ ①②の情報を国内外の情報交換のためのウェブサイトに掲載し、適法取得を周知（秘匿情報を除く）
- ④ 提供国法令違反の申立てへの協力（国内関係者からの情報収集）



遺伝資源の取得に係る報告の対象となる条件

① 遺伝資源を、取得時点で次の全てを満たす提供国から取得した。
✓ 提供国措置を有する国
✓ その内容が国際クリアリングハウス（ABSCH）に掲載されている国
✓ 名古屋議定書の締約国

Yes ↓

② 自らが提供国において取得し、輸入した。

Yes ↓

③ 取得した遺伝資源について提供国から許可証等が発給され、かつ、許可証等に基づき国際遵守証明書（IRCC）が国際クリアリングハウス（ABSCH）に掲載されている。

Yes ↓

④ 取得した遺伝資源が、議定書適用外遺伝資源に該当せず、ABS指針の適用範囲内である。

Yes ↓

⑤ 遺伝資源を利用のために取得した場合であり、その「利用」が議定書適用外遺伝資源利用に該当せず、ABS指針の適用範囲内である。

Yes ↓

ABS指針に基づく環境大臣に対する報告が必要

ABS指針に基づく環境大臣に対する報告は不要



④、⑤を満たせば
輸入者又は利用者として
任意の報告が可能

④、⑤を満たせば
様式2による任意の
報告が可能

ABS指針における遺伝資源及び関連する伝統的知識の適用範囲

基本的な考え方

名古屋議定書の適用範囲内である遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的な知識であって、議定書締約国の提供国法令に従って自ら取得した遺伝資源。

対象とならないものの例

- 提供国(議定書締約国)から自ら遺伝資源を取得しない場合等、報告要件に該当しない場合
- 核酸の塩基配列等の**遺伝資源に関する情報**
- **人工合成核酸**
- 遺伝の機能的単位を有しない生化学的化合物(**派生物**)
- **ヒトの遺伝資源**
- 議定書が日本国について**効力を生ずる日前に提供国から取得されたもの**
- 一般に遺伝資源の利用の目的以外の目的のために販売されている遺伝資源であって、遺伝資源の利用を目的とせずに購入されたもの(**コモディティ**)
- 食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約(**ITPGR-FA**)が適用されるもの

ABS指針における「遺伝資源の利用」の適用範囲

基本的な考え方

名古屋議定書第2条に定義する「遺伝資源の利用」に該当するものであって、提供国の法令においてその行為が「遺伝資源の利用」の適用範囲内であるもの

対象とならない行為の具体例（通知に記載）

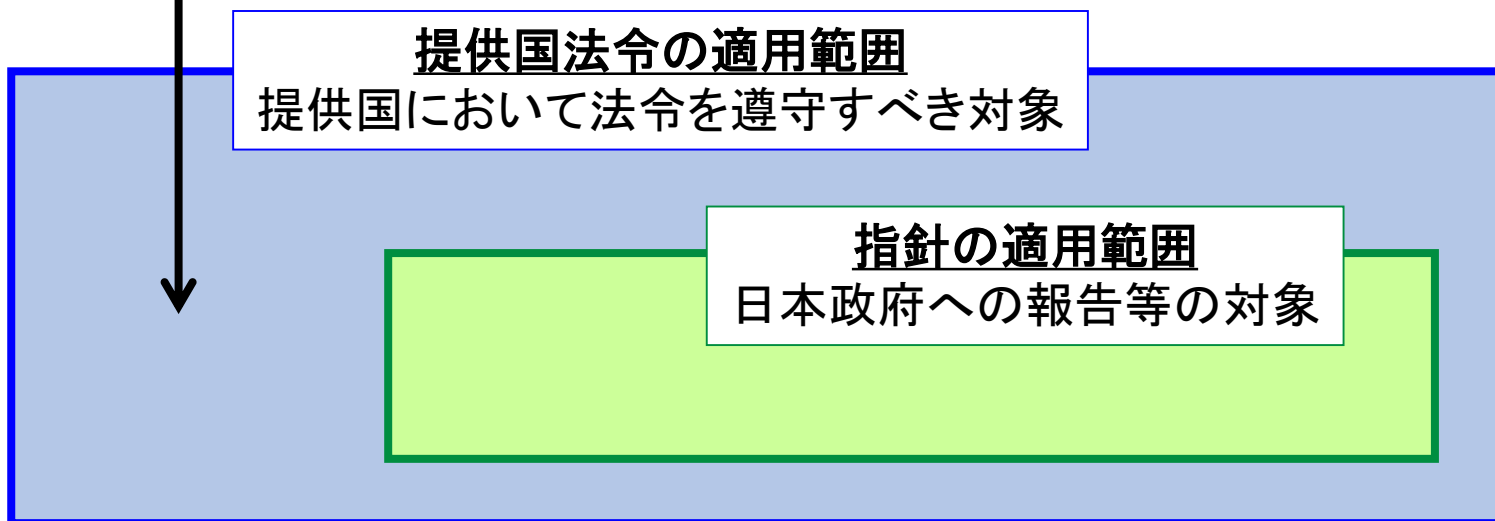
- ① 遺伝的又は生化学的構成に関する研究及び開発を伴わない培養・飼育・栽培
 - 動物を愛玩用に飼育すること
 - 酵母菌をそのまま酒造やパン製造に使用すること
 - 植物を株分け、挿し木、実生等により増やし苗又は収穫物を販売すること
 - 新品種の開発等の遺伝的若しくは生化学的構成に関する新たな知見の創造を目的とせず通常営農行為として品種間の交雑を行うこと（新品種開発は対象）
- ② 遺伝的又は生化学的構成に関する研究及び開発を伴わない製品の製造
 - 生物資源の遺伝的又は生化学的構成に関する新たな知見の創造を伴わず、当該生物資源を原材料として用いて製品を製造すること
- ③ 遺伝的又は生化学的構成に関する研究及び開発を伴わない検査、研究、分析及び教育活動
 - 既に開発されている遺伝子検査手法を用いて特定の形質と遺伝子の関係を調べること
 - 動植物等の生態を観察して、遺伝的又は生化学的構成に関する研究又は開発を伴わずに新たな知見を得ること
 - 既に遺伝子解析がなされている生物につき、遺伝子解析を行うこと
 - 既知の昆虫の標本作製すること
 - 生物に含まれている既知の成分が確実に含まれていることを確認するために分析すること
- ④ 検定、比較、遺伝子複製等のための生物の使用又は安全性試験のための実験動物の使用
 - 大腸菌等を微生物の検定菌として利用すること

ABS指針における適用範囲の留意点

指針の適用範囲であり、提供国で遺伝資源を取得する際は、提供国が定める適用範囲に従い、法令を遵守する必要。

**指針の適用範囲外 = 提供国の法令を守らなくていい
ではない**

提供国法令の範囲が指針の対象範囲より広いこと
があるので注意が必要。**水色部分**は、日本政府への
報告の必要はないが、提供国法令は遵守する必要。



- I. はじめに
- II. 生物多様性条約・名古屋議定書、国内措置(ABS指針)
- III. 研究者が行わなければならない対応
- IV. ABS学術対策チームの対応支援の取り組み

海外からの遺伝資源取得と利用に必要な項目

1. ABS指針の遵守

- 1) 国際遵守証明書掲載者の環境大臣への報告
- 2) 5年後のモニタリングの対応
- 3) ABS指針の範囲の提供国からの申し出の対応

2. 提供国の法規制遵守、条約への対応

- 1) 提供国の法規制に従い必要な許可を得て、遺伝資源を取得し契約（MAT）に従い遺伝資源の利用を行う
- 2) 生物多様性条約の概念（事前同意、利益配分、先住民対応）に従い、共同研究者と契約の下、リスクマネジメントを行い活動を行う

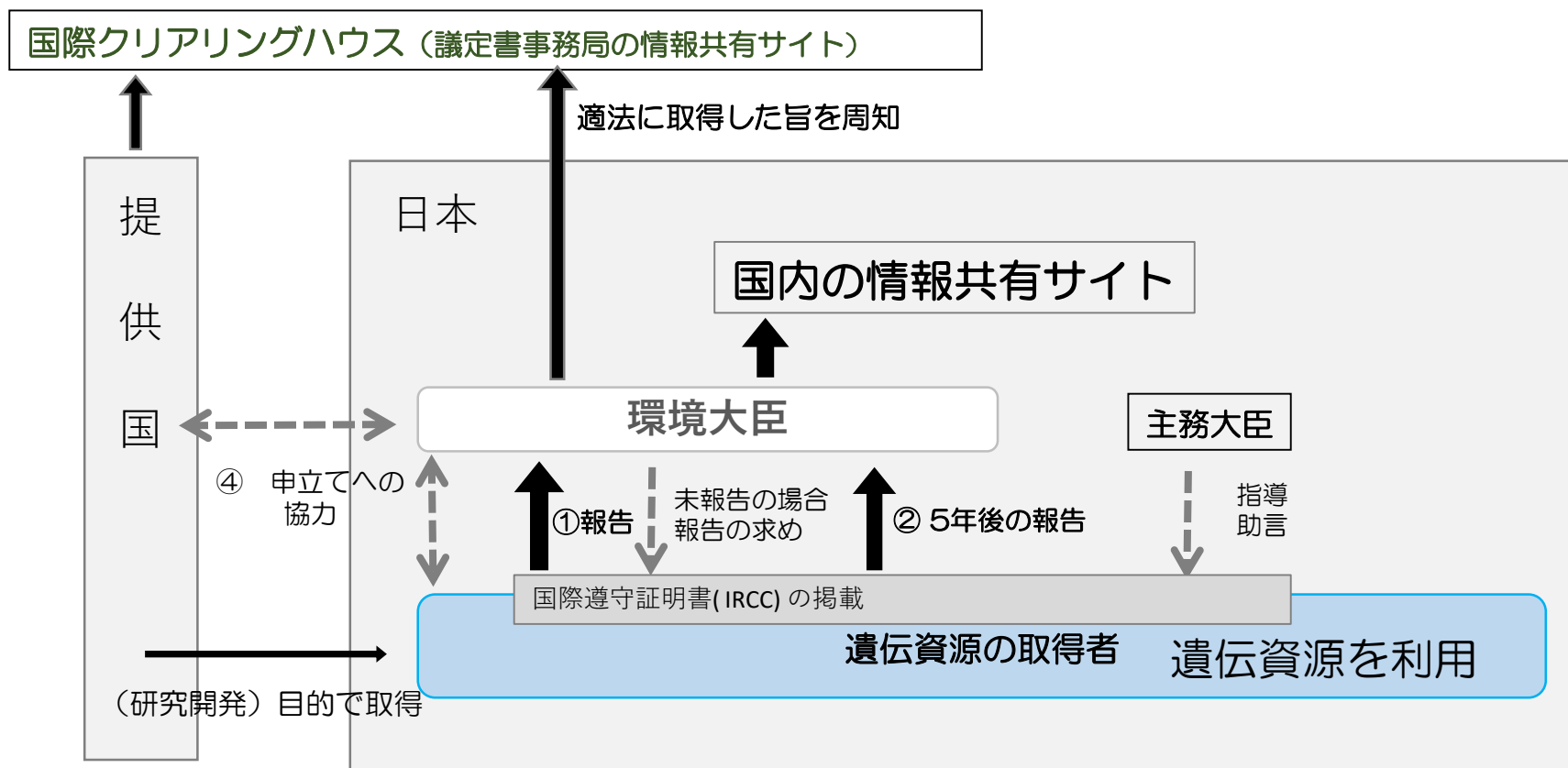
3. 生物多様性条約以外の遺伝資源移転に関する法規制等の対応

例：植物防疫法、ワシントン条約、ITPGRFAなど

1. ABS指針の遵守

指針に従い報告やモニタリングに対応する事、指針記載事項を守り行動する事

- ・ ABS クリアリングハウスに国際遵守証明書掲載の報告
- ・ 5年後のモニタリング対応
- ・ 申立てへの対応など



国際遵守証明書取得事例

メキシコ

メキシコから筑波大学へ植物遺伝資源ハヤトウリの分譲
～ 生物多様性条約 名古屋議定書に基づく事例～

平成29年3月9日 JST プレスリリース



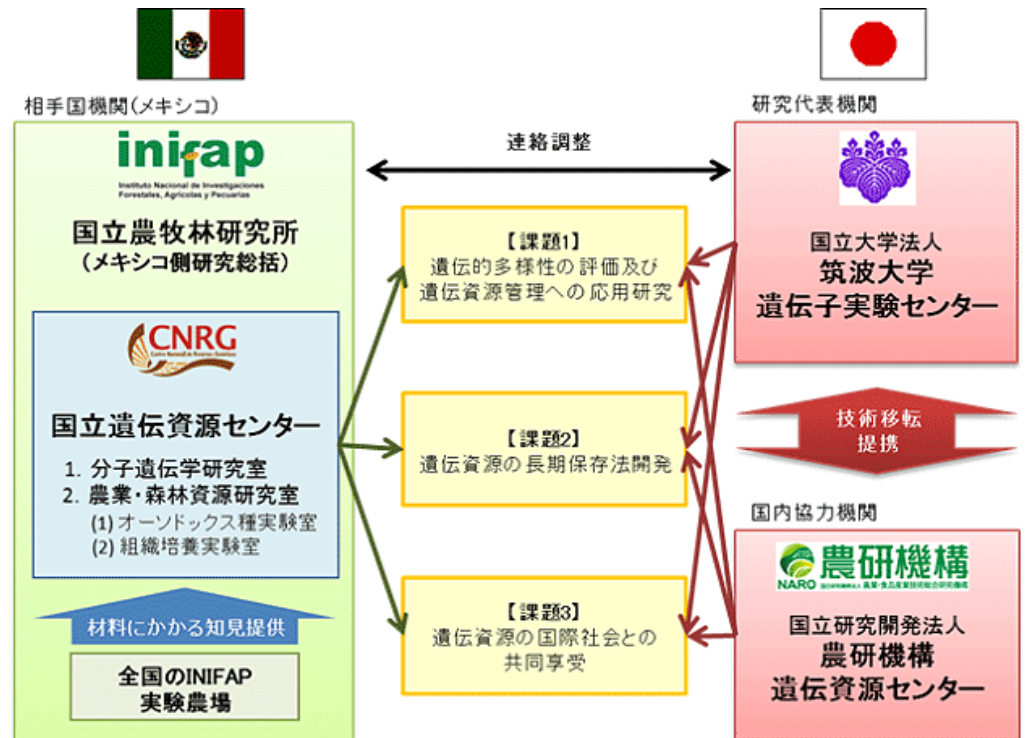
日本への分譲が承認されたハヤトウリ（実際の分譲は果実丸ごとではなく、試験管内で組織培養された状態で行われる）

SATREPSメキシコ遺伝資源プロジェクトの概要
研究課題名：「メキシコ遺伝資源の多様性評価と持続的利用の基盤構築」

出典 JST HPより

<http://www.jst.go.jp/pr/announce/20170309-2/>

* ABS指針施行前なので、報告義務なし



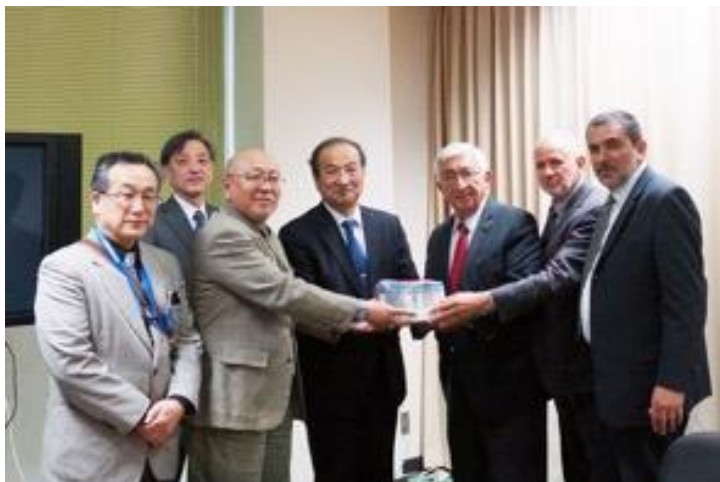
国際遵守証明書取得事例

メキシコから筑波大学へ植物遺伝資源ハヤトウリの分譲
 生物多様性条約 名古屋議定書に基づく事例～

平成29年3月9日 JST プレスリリース

<http://www.tsukuba.ac.jp/news/n20170315.html>

メキシコ政府から筑波大学に与えられたハヤトウリ分譲承認
 名古屋議定書ホームページ
 (ABSCH) より Internationally
 Recognized Certificates of
 Compliance (IRCC)国際遵守証明書
 発行



Mexico **PARTY TO THE NAGOYA PROTOCOL** **SIGNATORY** ENTRY INTO FORCE: 12 OCT 2014

INTERNATIONALLY RECOGNIZED CERTIFICATES OF COMPLIANCE (IRCC)

PERMIT OR ITS EQUIVALENT CONSTITUTING AN INTERNATIONALLY RECOGNIZED CERTIFICATE OF COMPLIANCE (IRCC)

General information Download

Country
 Mexico **PARTY TO THE NAGOYA PROTOCOL** **SIGNATORY** ENTRY INTO FORCE: 12 OCT 2014

ABSCH Unique Identifier
 ABSCH-IRCC-MX-208823-1

Issuing Authority (the authority responsible for issuing this permit)
 COMPETENT NATIONAL AUTHORITY
 National Service of Seed Inspection and Certification. Secretary of Agriculture
 Guillermo Pérez Valenzuela # 127, Colonia del Carmen Ciudad de México, Deleg. Coyoacán
 C.P. 04100, Mexico
 Phone: +1 525 538711000 ext. 47000
 Fax: +1 52536220667 ext. 2002
 Email: manuel.villaissa@sagarpa.gob.mx
 Website: http://snics.sagarpa.gob.mx/Paginas/default.aspx
 ABSCH-CNA-MX-207341-2

Details of the permit or its equivalent

Reference number of the permit or its equivalent
 Resolución de solicitud de acceso a Chayote

Additional national references or identifiers
 Oficio C00.05 3454.

Date of issuance of the permit or its equivalent
 24 Nov 2016

Prior Informed Consent (PIC) Information

Confirmation that prior informed consent was obtained or granted
 Yes

2. 提供国の法規制遵守、条約への対応

- 1) 提供国の法規制に従い必要な許可を得て、遺伝資源を取得し契約（MAT）に従い遺伝資源の利用を行う
- 2) 生物多様性条約の概念（事前同意、利益配分、先住民対応）に従い、共同研究者と契約の下、リスクマネジメントを行い活動を行う

- ・ 提供国の法律・規制を遵守し遺伝資源を取得
- ・ 法規制に従った提供国の当局からの事前同意（PIC）取得
- ・ 機関間のMOU/MOAでのMAT設定
- ・ 機関間のMTAによる移転

- ・ 現地の地域住民や先住民族の配慮

進め方の一例

PIC: Prior Informed Consent (事前同意書)
MAT: Mutually Agreed Terms (相互合意条項)

MOU: Memory of Understanding (研究協力に関する覚書)
MOA: Memory of Agreement (合意覚書)
MTA: Material Transfer Agreement (素材移転契約)



MOU/MOA の例

タイトル：MEMORANDUM OF AGREEMENT BETWEEN [X] AND [Y] CONCERNING JOINT RESEARCH PROGRAM ON [プロジェクト名]

前文： 本契約の経緯など

1. 目的
 2. 実施
 3. 両者理解
 4. 報告・公開
 5. 知財権
 6. 遺伝資源へのアクセス
 7. 利益配分
 8. 資金とリソース
 9. 個人活動の範囲
 10. 紛争解決
 11. 契約の有効性、改訂、終了
- 署名

MOU/MOAに
アクセスに関する条項や利益配分に関する項目を入れる

アクセスと利益配分関連の標準基本条項

最低必要条項	内容
研究目的と研究実施予定項目	利用する遺伝資源の種類、量、期間、地域など
非商用目的であること	金銭的利益の有無
遺伝資源に関係する伝統的知識利用	伝統的知識が関与する場合は、先住民・地域社会の許可と契約が必要になる
実施予定の研究における提供国の研究機関と研究者の研究に対する役割	提供国の共同研究機関、共同研究者情報と役割
実施予定の研究から予想される金銭的あるいは非金銭的利益とその配分	提供国の生物多様性研究能力開発への貢献研究成果へのアクセス、利用方法、論文共著、特許出願の扱い、提供国の貢献度金銭的利益配分の扱い
実施予定の研究に使用される方法、技術	方法、技術の詳細と技術移転の可能性
研究結果や制限された収集試料の取り扱い	持ち出し禁止措置のある場合の遺伝資源の取り扱い、保存場所等
遺伝資源やその他の素材の返還・廃棄、あるいはその後のアクセス利用制限	研究終了後の遺伝資源やその派生物の取り扱い
収集試料の第三者移転の条件	収集保管している試料やその派生物の第三者への移転可否、制限条件
非商用研究から商用研究への転換	商用転換の場合の再契約
報告義務	年次報告、結果報告、報告会、ワークショップ等

名古屋議定書締約国と国内措置ABSCH掲載状況

締約国 99カ国及びEU（平成29年8月時点）

国内措置掲載国(赤字):36カ国及びEU そのうち下線は提供国措置掲載(19カ国)

【アフリカ（39カ国）】

ガボン、ルワンダ、セーシェル、エチオピア、モーリシャス、南アフリカ、ボツワナ、コートジボアール、ギニアビサウ、コモロ、エジプト、ブルキナファソ、ベナン、ケニア、ナミビア、ウガンダ、ニジェール、ブルンジ、マダガスカル、ガンビア、マラウイ、スーダン、モザンビーク、ギニア、レソト、コンゴ民主共和国、コンゴ、リベリア、モーリタニア、ジブチ、トーゴ、セネガル、ザンビア、マリ、スワジランド、シエラレオネ、カメルーン、サントメ・プリンシペ、アンゴラ

【アジア（21カ国）】

ヨルダン、ラオス、インド、シリア、モンゴル、タジキスタン、ベトナム、インドネシア、ブータン、ミャンマー、カンボジア、アラブ首長国連合、キルギス共和国、カザフスタン、フィリピン、パキスタン、中国、カタール、韓国、日本、クウェート

【中南米（12カ国）】

メキシコ、パナマ、ホンジュラス、グアテマラ、ペルー、ウルグアイ、ドミニカ共和国、ガイアナ、キューバ、ボリビア、アルゼンチン、アンティグア・バーブーダ

【欧州（22国+EU）】

ハンガリー、デンマーク、EU、スペイン、ベラルーシ、ノルウェー、スイス、アルバニア、クロアチア、スロバキア、英国、ドイツ、チェコ、フィンランド、ベルギー、ブルガリア、モルドバ、オランダ、フランス、スウェーデン、ルクセンブルク、マルタ、ポルトガル

【その他（北米、オセアニア等）（5カ国）】

フィジー、サモア、バヌアツ、マーシャル諸島、ミクロネシア

【注意が必要な国】

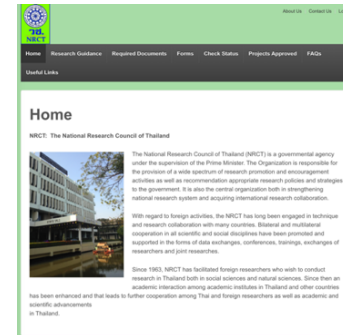
- ・議定書締約国でABSCHに国内措置を未掲載だが提供国措置を整備済の国: パナマ、フィリピン、ブータンなど
- ・議定書未締結国だが提供国措置を持つ国: ブラジル、タイなど

タイ王国での進め方(1)



(1) タイの共同研究契約先とMOUまたはMTAを締結する。推薦書としてCertificate Letterを出してもらう。

(2) The National Research Council of Thailand
(タイ国家学術調査委員会NRCT) に申請し、
タイにおける研究の許可を得る



(3) タイ側がABSに必要な対応を行う。

権限のある政府省庁および生物資源を所有する政府省庁
など、（すべてタイ語となり実質日本側からは困難）

現地の共同研究者（カウンターパートが重要）

タイ王国での進め方(2)

提供国法規制の一例

各国 対応する法規制が異なる。遺伝資源の種類によっても異なる。

関連する法律・規則

① The Regulation of the National Committee on Conservation and Sustainable Use of Biodiversity on the Criteria and Methods of the Access and Benefit Sharing of Biological Resources B.E.2554	全国生物の多様性の保全及び持続可能な利用委員会の生物資源へのアクセスと利益配分の基準と方法に関する規制
② Regulations on the Permission for Foreign Researchers to Conduct Research in Thailand B.E.2550 (2007)	タイ国における外国人研究者における許可に関する規則
③ Royal Forest Department Regulations for Studying or Conducting Research in Forest	研究、共同研究に関する王立森林局による規則
④ Plant Varieties Protection Act B.E.2542 (1999)	植物品種保護法
⑤ The Protection and Promotion of Traditional Thai Medicine Wisdom Act B.E.2542 (1999)	知的伝統医療保護促進法

② (8) **タイ国籍の研究者**または科学者が生物資源にアクセスする必要がある

→日本の研究者単独の採取は行わない！




申請方法

- (1) 研究許可をRISTEK（研究技術省）に申請（オンライン）
- (2) RISTEK が委員会(TKPIPA)で審査
- (3) 国立公園局保存区域入域には許可が必要
- (4) 国外持ち出しには、関係省庁の許可が必要

Kementerian Riset Teknologi Dan Pendidikan Tinggi
Republik Indonesia

#KE2JA
#NYATA

PROCEDURE FAQ CONTACT REGISTER RESULT MEETING GUIDANCE LOGIN



Welcome to the Online Foreign Research Permit Application!

Researcher(s) from other countries are welcome to carry out research in Indonesia. In accordance with the Indonesian regulation (Govt. Regulation no. 41/ 2006), all foreign researchers doing research activities in Indonesia must obtain an official permit from the Indonesian authority in advanced.

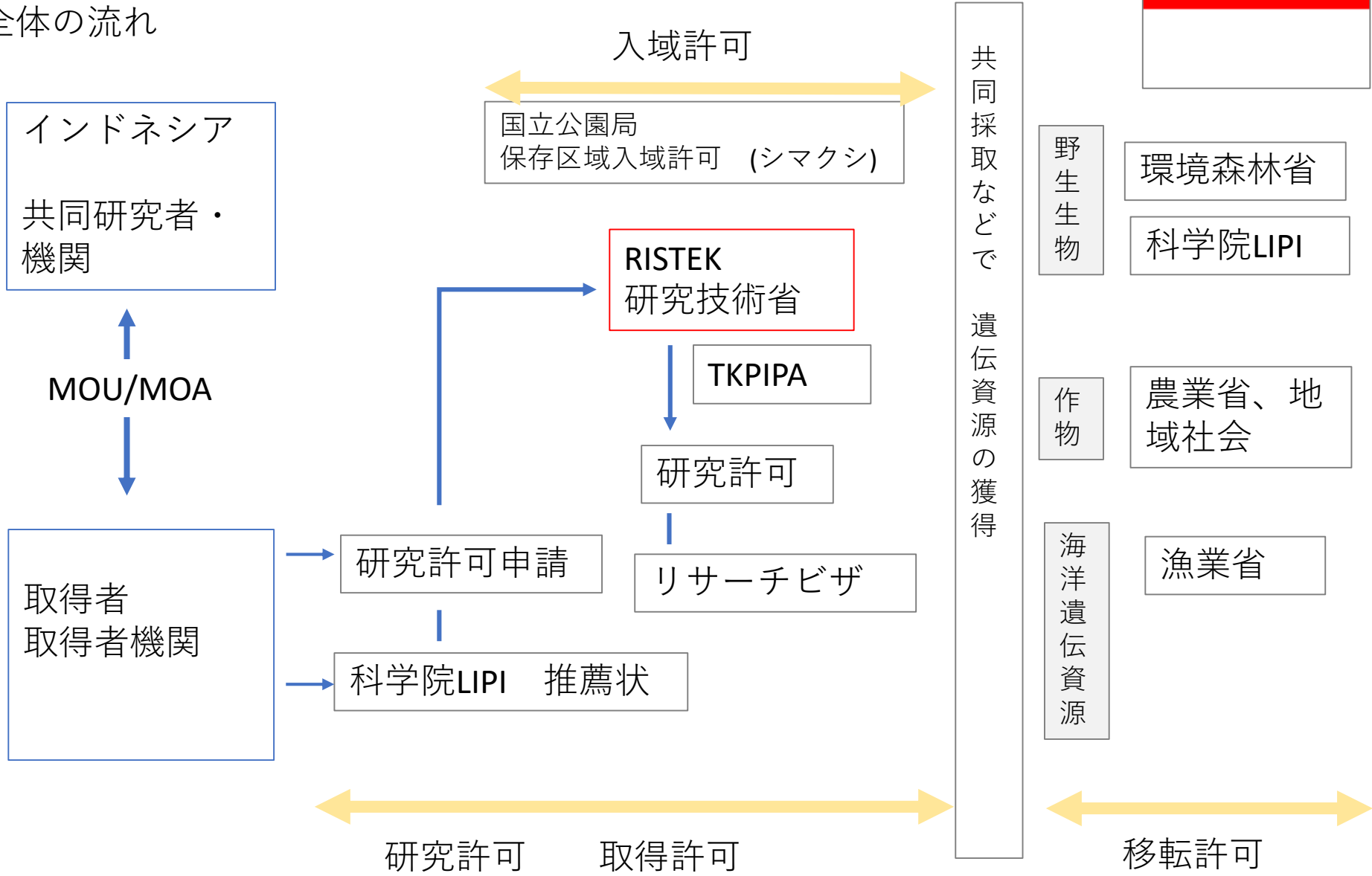
In order to improve our service and support foreign researchers working with Indonesian counterparts, Indonesia Ministry of Research and Technology has launched a full-online system through this site (<https://frp.ristekdikti.go.id>) for all required procedures. All procedures and communication have to be done online, including the application form, uploading all necessary documents and the later reports as well. The Secretariat of Foreign Research Permit will take care all procedures required to obtain an official permit and subsequent stuff thereafter.

RISTEK
申請画面

インドネシアでの進め方(2)



全体の流れ



利益配分について

利益配分：金銭的利益と非金銭的利益配分の例

金銭的

- アクセス料金、収集、前払金
- マイルストーン支払金
- ロイヤリティー支払金
- 商業化の場合の実施許諾料
- 生物多様性の保全及び持続可能な利用の支援
- 給与、研究資金、共同事業、関連する知的財産権の共同所有

非金銭的

- 研究開発成果の共有
- バイオテクノロジー研究における協同（可能な場合は提供国で行う。）
- 製品開発への参加
- 教育訓練、データベースの受け入れ、知識と技術の移転、能力強化
- 能力開発、遺伝資源に関連する研修、科学研究報告へのアクセス
- 地域経済への貢献

論文の共著者、教育などの非金銭的な利益配分を推奨します



利益配分の事例について

フィリピン 市場における魚類多様性調査（分類学的研究）

フィリピン大学に魚類コレクションの創設

フィリピン大学スタッフの招聘・国際ワークショップ

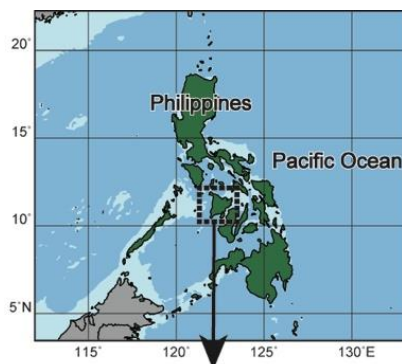
実験技術を現地に教育するためのマニュアル作成・無料配布

フィリピンの魚図鑑を作成し、地元で無料配布



フィリピン

市場における魚類多様性調査（分類学的研究）



鹿児島大学総合
研究博物館
本村浩之 先生
の事例

利益配分

フィリピン大学に魚類コレクションの創設
フィリピン大学スタッフの招聘・国際ワークショップ
実験技術を現地に教育するためのマニュアル作成・無料配布
フィリピンの魚図鑑を作成し、地元で無料配布

フィリピン大学に魚類コレクションの創設



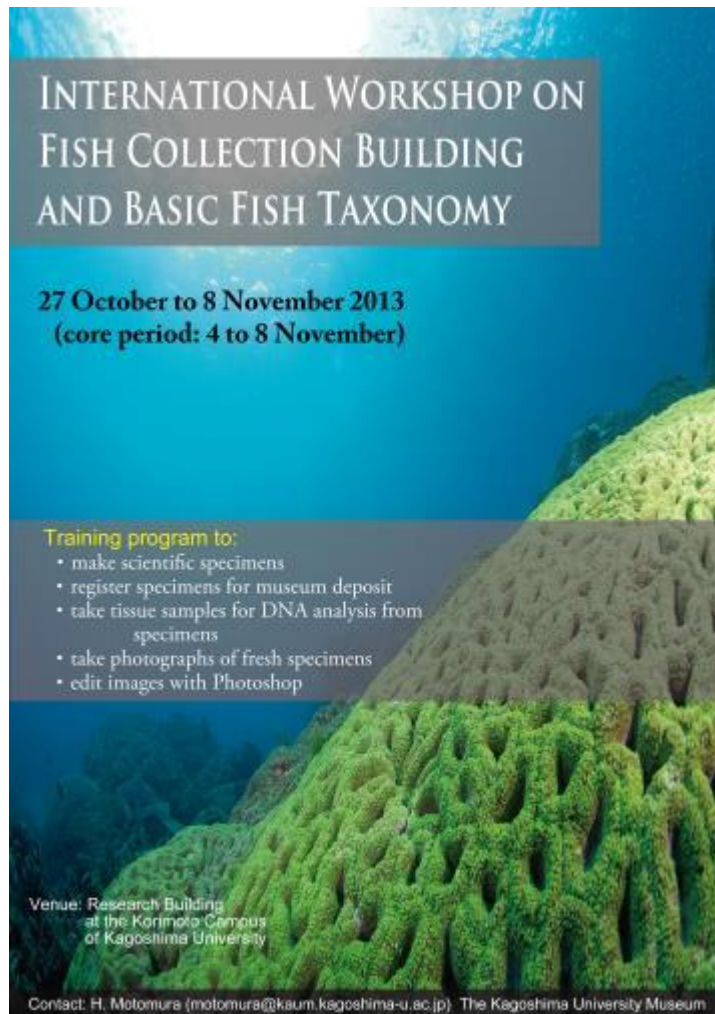
必要な機材・備品・消耗品を日本から寄贈

現地スタッフのトレーニング（標本作成の方法やデータベースの扱いなど）



鹿児島大学総合研究博物館
本村浩之 先生 の事例

フィリピン大学スタッフの招聘・国際ワークショップ

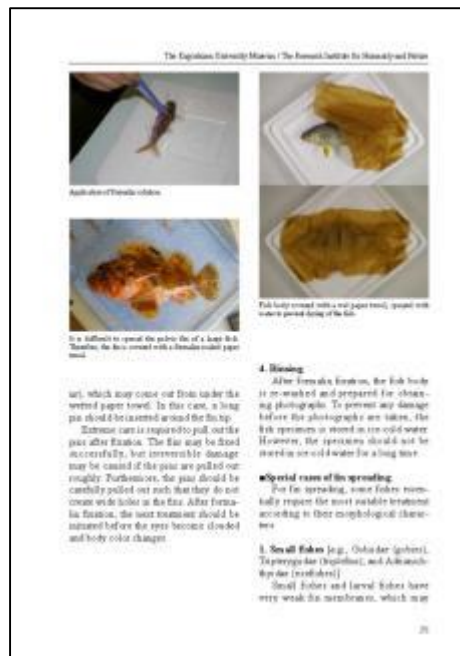
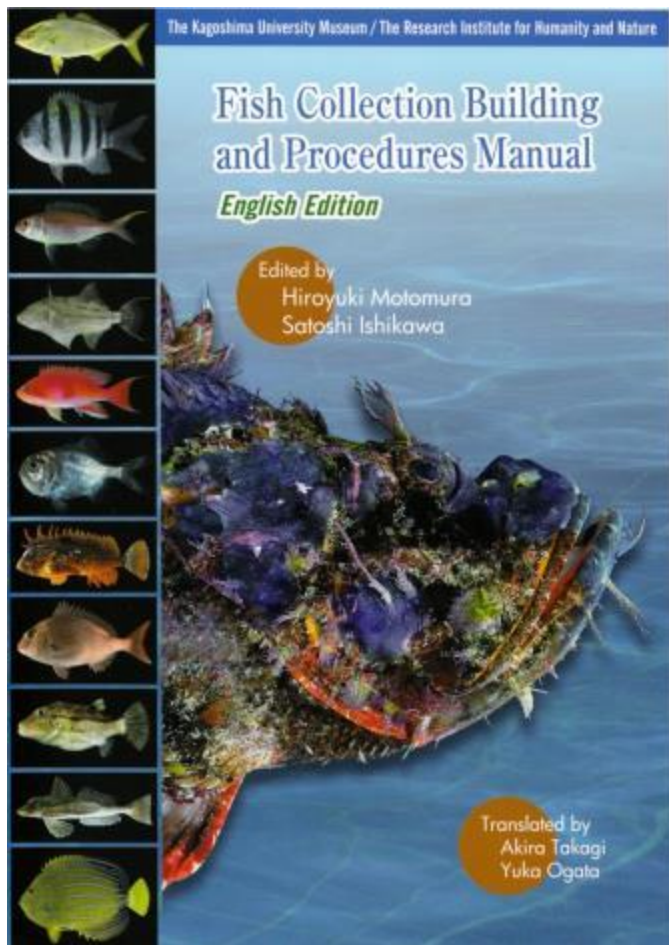


フィリピン大学のスタッフを鹿児島大学に招聘して、標本の管理方法や基礎的な研究手法の教授



鹿児島大学総合研究博物館
本村浩之 先生 の事例

実験技術を現地に教育するためのマニュアル作成・無料配布

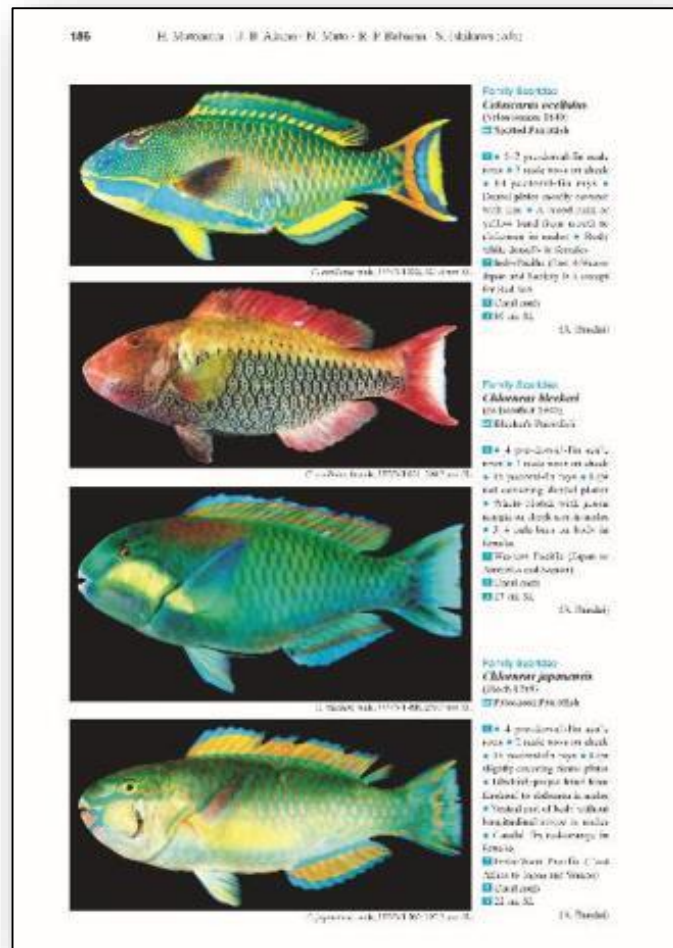
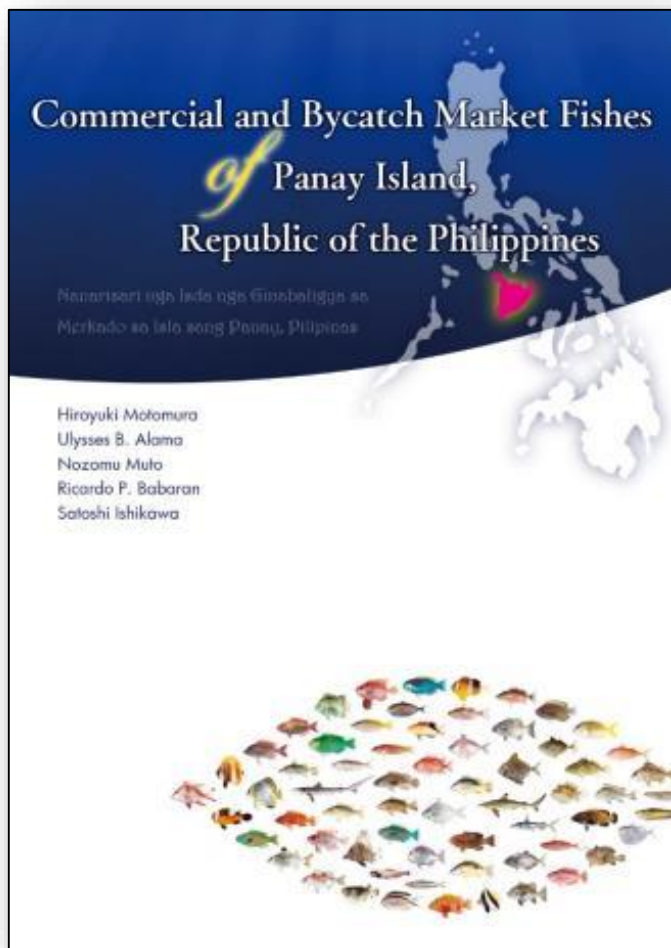


鹿児島大学総合研究博物館
本村浩之 先生 の事例

フィリピンの魚図鑑を作成し，地元で無料配布

著者にフィリピン人を加え作成

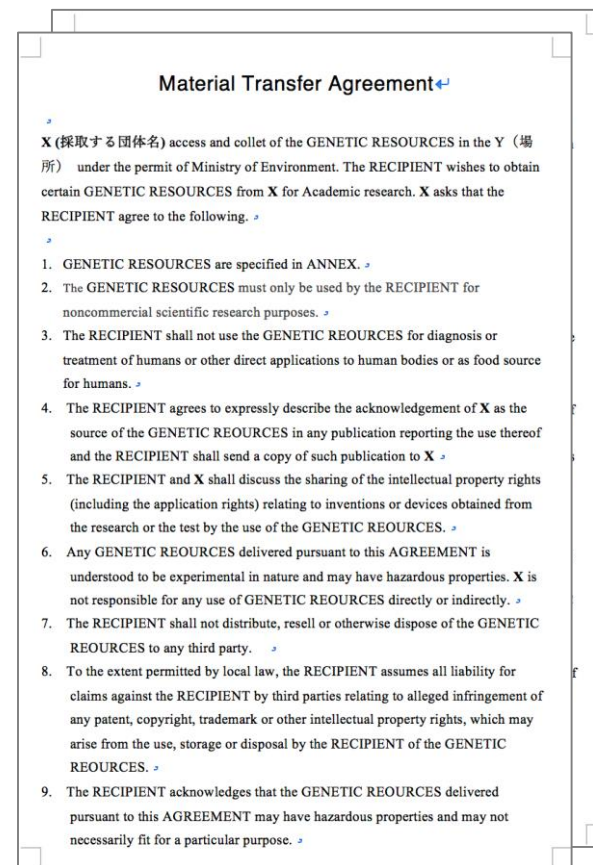
600種を1000枚のカラー写真



日本から提供するときの対応

提供するときのMTA

1. 日本では提供国としての措置はないことを相手に理解してもらう(環境省HP 参照)
2. 提供MTAは各研究者ではなく機関発行とする
3. 提供する遺伝資源について過剰な責任を持たない
4. 学術同士の場合は、非金銭的な利益配分を **主な利益配分**とする。
5. 研究成果の帰属(論文共著者、データ共有など)を規定する
6. 関連する法規制の遵守を記載する
7. 契約書に「両国で名古屋議定書の国内措置の有無について理解をしている」という項目を記載する



日本から提供するときの対応

環境省HP より (<http://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/english.html>)

ABS 遺伝資源の取得の機会及びその利用から
生ずる利益の公正かつ衡平な配分

文字サイズ Google カスタム検索



名古屋議定書について

我が国の国内措置について

諸外国の制度について

参考リンク・お問い合わせ先

English

Access to Genetic Resources in Japan

Based on the provision for the optional determination on access to domestic genetic resources in Article 6.1, the government made a decision not to take access measures in the guidelines. In other words, users intending to access to genetic resources in Japan are not required to acquire the prior informed consent defined in Article 1 of the Protocol.

However, please note that collecting and/or importing plants, animals, microorganisms or other biological materials may be subject to other existing regulations (e.g. regulations regarding protected areas, endangered species, quarantine etc.) and agreements with land/specimen owners.

第6条第1項 国内遺伝資源へのアクセスに関する条項に従い、政府は指針では、アクセスに関する措置を行うことは決定しなかった。言い換えれば、日本における遺伝資源に関して、名古屋議定書第一条に規定された事前同意（PIC）を必要としない。

しかしながら、採取、輸入する植物、動物、微生物、そのほかの生物は、既存の法令（例：保護区域、絶滅危惧種、に関する規制、検疫）、土地、種の所有者の同意の上、行う。

日本から提供するときの対応

遺伝資源の採取場所や種類によって必要な手続きを行う

国立公園やその他の保護区域 自然公園 the Natural Parks

Natural Park Act http://www.env.go.jp/en/laws/nature/law_np.pdf

[環境省HP](http://www.env.go.jp/park/doc/index.html)

(日本語)
(英語)

<http://www.env.go.jp/park/doc/index.html>

<http://www.env.go.jp/en/laws/nature/index.html>

日本の国立公園HP <https://www.env.go.jp/en/nature/nps/park/office.html>

国立公園 各地の事務所 HP

日 <http://www.env.go.jp/en/nature/nps/park/doc/>

英 <https://www.env.go.jp/park/office.html>

絶滅危惧種 Endangered Species

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

Act on Conservation of Endangered Species of Wild Fauna and Flora

<http://www.japaneselawtranslation.go.jp/law/detail/?id=2103&vm=04&re=02>

その他

税関、植物防疫所、植物検疫所動物検疫所などへの対応が必要

- I. はじめに
- II. 生物多様性条約・名古屋議定書、国内措置(ABS指針)
- III. 研究者が行わなければならない対応
- IV. ABS学術対策チームの対応支援の取り組み**

III. ABS学術対策チームの対応支援の取り組み

(1) 出張セミナー

ABSに関する出張セミナー

(2) ABS講習会

大学、研究機関のABS対応を支援するため、定期的に講習会を実施しています

(3) ホームページおよびメーリングリストによる情報発信 (<http://idenshigen.jp>)

(4) 相談窓口（直接支援）

海外からの遺伝資源の取得やABS対応について支援を行なっています。

出張セミナー

全国の大学に無料出張セミナー、学会等で啓発活動



遺伝資源活用セミナー

外国産の遺伝資源(動植物、ウイルスを含む微生物、それらから得たDNAや化合物など)の生体成分、それらに関連した伝統的知識(希少種に活用可能なため)

【主催】佐賀大学総合分析実験センター

日時：平成 25 年 11 月 14 日(木) 14:00~16:00
場所：佐賀大学教養教育大講義室



遺伝資源に関連した伝統的知識を対象とする文系の研究者も対象

遺伝資源(動植物、ウイルスを含む微生物、それらを含む生体成分(DNA・RNAや生合成される化合物など)、それらに関連した伝統的知識)は資源国の主権的権利が及び、資源国外への移動について生物多様性条約が規定しています。それに基づき資源国外への移動について法律を定め、一定の手続きを踏む必要があります。つまり、資源国政府の認可が必要であり、研究者間の協定の中で、遺伝資源を移すにはならない状況が発生しています。このこととはしばしばABS問題と言われますが、これは Access to genetic resources and Benefit Sharing(「遺伝資源へのアクセスと公平な利益配分」)を指したものです。これを実効性のあるものにするため、生物多様性条約のもとで名古屋議定書が採択されました。日本政府も「名古屋議定書」に基づく国内措置を検討しています。今後、遺伝資源を利用する研究活動に大きな影響を及ぼすことは必至です。

そこで、生物資源に関する研究支援を行っている総合分析実験センターでは、ABS問題の国内学術機関向け窓口である「国立遺伝学研究所知的財産室 ABS 学術対策チーム」から、鈴木睦昭博士(知的財産室室長)および森岡一博士(知的財産室 ABS 学術対策チームリーダー)をお招きして、ABS 問題の講演会及び個別相談会を開催することにしました。なお、個別相談会では、他に知られたくない話を相談することが可能です。また、話し内容は機密とされます。研究者のみならず、知財関係者の参加も歓迎いたします。学外の方も参加できます。

- 14:00 開会ごあいさつ
- 14:05~14:55 ご講演「遺伝資源と生物多様性条約」
国立遺伝学研究所知的財産室
ABS 学術対策チームリーダー 森岡 一 博士
- 14:55~15:45 ご講演「名古屋議定書(国内措置)の現状と今後」
国立遺伝学研究所知的財産室長 鈴木 睦昭 博士
- 15:45~16:00 質疑応答
- 16:00~ 個別相談会

なお、時間調整のため、個別相談がございましたら、あらかじめ下記までご連絡ください。



連絡先：佐賀大学総合分析実験センター 水野 幸生
内線 9999 (福岡からは 0-9999)
genetic@cc.saga-u.ac.jp

資料、農業植物遺伝資源条約も触れます



ライフサイエンス法令セミナー(第1回)/ ReCoLiC第5回定例会

海外遺伝資源に関する 名古屋議定書の最新情報 -大学と学術研究者はどう対応するべきか-

日時：2017年4月19日(水) 13:30~15:45
場所：京都大学国際科学イノベーション棟
5階シンポジウムホール
<https://impact.jst.go.jp/sympo/yagi/access.pdf>
(京都市左京区吉田本町 京都大学吉田キャンパス本部構内)

- 13:00: 受付開始
- 13:30-13:45: 「京都大学での取り組み状況」
京都大学 研究倫理・安全推進室、産官学連携本部
- 13:45-15:45: 「海外遺伝資源に関する名古屋議定書の最新情報
-大学と学術研究者はどう対応するべきか-」
国立遺伝学研究所 知的財産室室長
ABS学術対策チーム責任者 鈴木 睦昭 氏

申込み/問合せは、E-mail(life-respo@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp)、
又は、下記のReCoLiC-HPの申込みフォームによりお願いします。
(申込締切4月14日[金])

主催：京都大学研究倫理・安全推進室(RESPO)
HP: <http://respo.rp.kyoto-u.ac.jp/>
E-mail: respo@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp
TEL: 075-753-5601, FAX: 075-753-5604
共催：ライフサイエンスコンプライアンス研究会(ReCoLiC)
HP: <http://respo.rp.kyoto-u.ac.jp/recolic>
E-mail: life-respo@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp



ABSセミナー

名古屋議定書関連の国際動向と 学術分野での対応

講師：国立遺伝学研究所知的財産室 室長 鈴木 睦昭 氏

日本での名古屋議定書の批准が間近となる中、学術研究といえども海外の遺伝資源を入手し利用するには「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分 (ABS: Access and Benefit-Sharing)」の原則に従う必要があります。

そこで今回のセミナーでは、名古屋議定書に関連する国際動向と、大学教職員が直面する学術分野でのABS対応について、最近のトピックスを交えながらお話しいただきます。海外の遺伝資源に関し、研究利用される研究者の方々のみならず、アクセスする可能性のある留学生に対応する教職員、学生の皆さまのご出席をお待ちしています。

2017年
5月9日(火) 17:00 ~ 18:30
農学部205教室

教職員・学生の方はどなたでもご参加いただけます。
後援も行いますので、ご協賛・ご支援を歓迎いたします。

宮崎大学産学-地域連携課知的財産係 佐藤・井上
TEL 0985-58-7758 内線7758(清武キャンパスから492-7758)
E-mail: chizai@of.miyazaki-u.ac.jp

出張セミナー

宮崎大学HPより



セミナーの様子



意見交換会の様子

宮崎大学HPより

5月9日（火）、講師に国立遺伝学研究所（以下、「遺伝研」）知的財産室室長の鈴木睦昭氏をお招きし、「名古屋議定書関連の国際動向と学術分野での対応」と題しABSセミナーを開催、教職員及び学生60名の参加があった（主催：宮崎大学産学・地域連携センター）。

名古屋議定書の批准に伴い、今後は学術研究といえども海外の遺伝資源を入手し利用する際には「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分（ABS：Access and Benefit-Sharing）」の原則に従う必要がある中、鈴木氏には、今後大学教職員が直面する学術分野でのABS対応についてお話しいただいた。

参加者からは、「海外遺伝資源の取扱いがよく分かった」、「各国でルールが違うため、入手がスムーズに行える体制を作って欲しい」等の感想が寄せられた。

また、セミナーに先立ち、海外遺伝資源に関係する教職員や学生等が参加し、遺伝研との意見交換会を行い、本学教員が経験した海外遺伝資源採集手続きや今後の大学において取り組む内容等について活発な意見交換が行われた。

<http://www.miyazaki-u.ac.jp/topics/20170509-3>

ABS講習会

月に1-2回

情報・システム研究機構本部 (神谷町) 開催

本年度 基礎編を3回開催

今後、実務編 専門編 を予定



HPやMLによる情報発信

www.idenshigen.jp

「ABS 遺伝研」で検索

ABS学術対策チーム

お気軽にお問い合わせください

☎ 055-981-5831

✉ abs@nig.ac.jp

HP: 163,804ビュー
(2012年10月)

ホーム
HOME

チーム紹介
ABOUT

背景
BACKGROUND

活動
ACTIVITY

相談窓口
CONSULTATION

ライブラリー
LIBRARY

お問い合わせ
CONTACT

MAIN ACTIVITIES

相談窓口

国内大学・研究機関向けの
相談窓口

ABS講習会

毎月開催(少人数制)

出張セミナー

生物資源と法規

メーリングリスト

名古屋議定書に係る
国内措置に関する学術関係者

イベント

講演会・ワークショップ etc.

お問い合わせ/アクセス

当機関へのお問い合わせ
交通アクセスはこちらから

<お知らせ>

・カルタヘナ法及び名古屋議定書に関する説明会開催(8/8)のお知らせ

・名古屋議定書の国内措置(ABS指針)に関する説明会の開催について

7/26 札幌(札幌駅前ビジネススペース)

7/27 仙台(仙都会館)

7/28 福岡(JR博多シティ会議室)

7/31 東京(千代田区立比谷図書文化館)

8/1 名古屋(三菱UFJリサーチ&コンサルティング)

8/2 大阪(新大阪丸ビル別館)

8/7 沖縄(沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター)

(各回共通13:30-16:30(開場13:10))

・第4回ABS講習会は8月10日に開催します。

・次回、第3回ABS講習会は、7月14日開催です。残席わずかとなりました。

・5月22日、我が国は国連に受託書を寄託しました、99番目の国・地域としての締結となりました。8月20日に締約国となり、国内措置(指針)が開始されます。

大学等における体制構築ハンドブック(pdf)
ダウンロード

→ FAQ

→ 調査報告

→ 契約書見本
(PIC/MAT)

→ 各国情報
クイックリファレンスチャート

→ 国際会議報告

→ ABSブログ

→ ツールキット

→ 関連リンク

MLにご参加下さい。
週1回ニュース配信など

提供国情報の提供

クイックリファレンスチャート



各国の法規制や
PICの取り方を説明

カナダ

Canada カナダ

生物多様性条約 締約国(1993年12月29日 加盟)
名古屋議定書 未締約国

概要

関連法規

① [Wild Animal and Plant Protection and Regulation of International and Interprovincial Trade Act](#)

② [Scientists Act R.S.N.W.T. 1988, c.S-4](#)

③ [SCIENTISTS AND EXPLORERS ACT](#)

④ [Nunavut Act](#)

翻訳:

① [カナダ野生動植物保護法\(ABS学術対策チーム仮訳\)](#)

② [カナダ科学者法\(ABS学術対策チーム仮訳\)](#)

③ [カナダユーコン研究探索法\(ABS学術対策チーム仮訳\)](#)

④ [カナダヌナブト法\(ABS学術対策チーム仮訳\)](#)

連絡先

ABS についての国内の中央連絡先 (National Focal Point)

Mr. Basile van Havre
Director General, Domestic and International Biodiversity Policy
Canadian Wildlife Service
Environment and Climate Change Canada
basile.vanhavre@canada.ca

※ その他の連絡先については CBD サイトを参照

<http://www.cbd.int/countries/nfp/?country=ca>

ライブラリー

FAQ

調査報告

契約書(PIC/MAT)見本

各国情報

インドネシア

オーストラリア

カナダ

ケニア

スイス

ノルウェー

ブータン

フィンランド

ブラジル

ベトナム

ペラルーシ

ペルー

メキシコ

南アフリカ

大韓民国

英国

フィリピン

マレーシア

タイ

インド

国際会議報告

支援体制

文部科学省



AMED 日本医療研究開発機構
(Japan Agency for **M**edical **R**esearch and **D**evelopment)

NBRP **NBRP ナショナルバイオリソースプロジェクト**
(National **B**ioresource **P**roject)

- 中核拠点整備プログラム
- ゲノム情報等整備プログラム
- 基盤技術整備プログラム
- **情報センター整備プログラム**

- リソースデータベース整備
- GBIF (地球規模生物多様性情報機構)
- GAIN (大型類人猿ネットワーク)



ABS学術対策チーム
(中核機関：国立遺伝学研究所)



遺伝資源取得支援

資源取得分担機関：

- ・九州大学 有体物管理センター
- ・筑波大学 遺伝子実験センター
- ・首都大学東京 牧野標本館

大学体制構築支援

体制構築ワーキンググループ：

- ・東京海洋大学 ・三重大学
- ・京都大学 ・岐阜大学
- ・名古屋大学 ・金沢大学(他)

国際条約・会議
等への対応

遺伝資源取得支援

資源取得分担機関：

- ・九州大学 有体物管理センター
- ・筑波大学 遺伝子実験センター
- ・首都大学東京 牧野標本館

全国の大学の遺伝資源取得を 支援をいたします

学術の総合窓口

遺伝研
ABS学術対策チーム

遺伝資源
取得分担
機関

九州大学 有体物管理センター

筑波大学 遺伝子実験センター

首都大学東京 牧野標本館

大学体制構築支援

体制構築ワーキンググループ：

- ・東京海洋大学 ・三重大学
- ・京都大学 ・岐阜大学
- ・名古屋大学 ・金沢大学(他)

名古屋議定書に関する大学等における体制構築ハンドブック

公開版 2017/05/18

ナショナルバイオリソースプロジェクト
情報整備プログラム

名古屋議定書に関する 大学等における体制構築 ハンドブック

2017年5月18日

ABS 学術対策チーム

名古屋議定書に関する大学等における体制構築ハンドブック

目次 www.idenshigen.jp より、ダウンロード可能

はじめに

第1章 生物多様性条約、名古屋議定書、国内措置（指針）の概要

第2章 大学等が取り組むべき体制について

- 2-1 指針も含めた名古屋議定書実施対応
- 2-2 大学等が行うべき対応・取組
- 2-3 担当部署・担当者の明確化
- 2-4 現状把握
- 2-5 機関内プロセス・ルール作り
- 2-6 機関内周知

対応項目説明

第3章 各機関の事例

- 3-1 岐阜大学の取り組み
- 3-2 東京海洋大学の取り組み
- 3-3 三重大学の取り組み

岐阜大学、
東京海洋大、
三重大学の取
り組みを紹介

第4章 参考資料

- 4-1 遺伝資源取得事例
- 4-2 アンケート案
- 4-3 啓発用ポスター
- 4-4 関連サイト情報

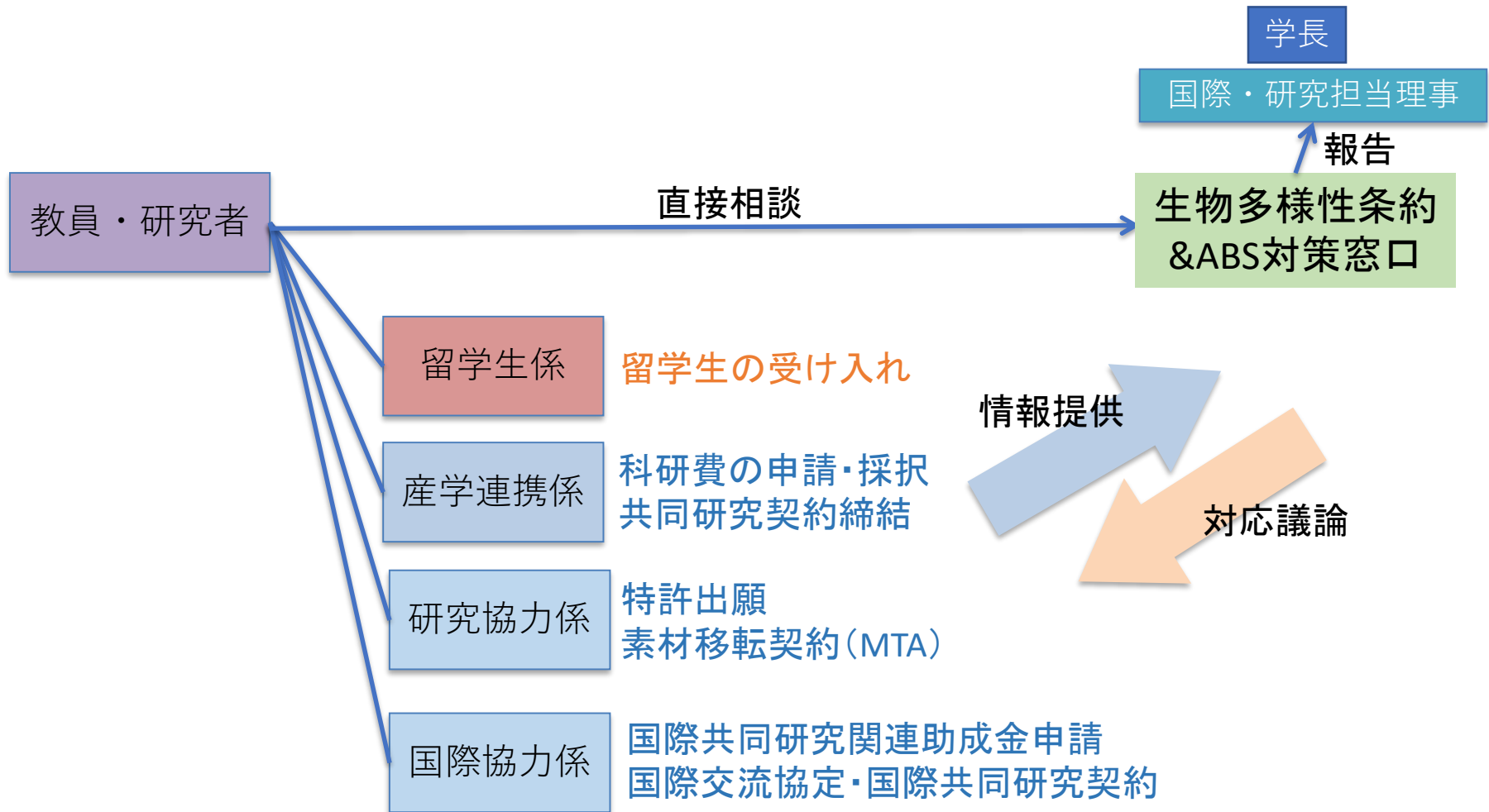
謝辞

バージョンアップで、より具体的な項目を足す予定

大学等における組織的な取組を進めることが必要

- ✓ 海外遺伝資源の利用状況や、関連する業務の体制・プロセス等に応じて、効果的・効率的な取組が行えるよう検討が必要

- ✓ 大学等においてまず取り組むことは、
 - ◆担当部署・担当者の明確化
 - ◆現状の把握
 - ◆学内プロセス、ルール作り
 - ◆学内周知



- 情報は全て産学・地域連携推進機構内の対策窓口を集約
- 個々の条件に対して対応窓口が直接ヒアリング、対応を検討
- 必要であれば、教職員と連携し、相手国、カウンターパートとも交渉

ご質問・相談窓口

相談例

- 海外から遺伝資源を取得したいがどうすればいいですか？
- 私の試料は遺伝資源ですか？
- 大学の体制を構築したいけど我々の大学はどうすればいいのか？
- セミナーに来て欲しい。セミナーに行きたい。

国立遺伝学研究所
ABS学術対策チーム

abs@nig.ac.jp

055-981-5831

名古屋議定書締結!

…研究者にも何か関係があるの?

海外からの生物サンプル(遺伝資源)の無断持出しは、あなたの研究の継続、推進に大きな**リスク**となります。

- 提供国で逮捕される
- 研究が差し止められる
- 研究費申請が受理されない
- 発表論文が承認されない

無断で持ち出すと最悪の場合

こんなことが起こるかもしれません!

こんな場合には注意が必要です!

海外での生物サンプルの採取 生物サンプル採取に対しては各国の法令があり、事前の許可が必要です。採取前に遺伝研ABS対策チームにご相談ください。	外国人留学生による生物サンプルの持ち込み 留学生や訪問研究員が自国の生物サンプルを、自ら日本に持ち込み、研究を行う場合も生物多様性条約の対象となります。
海外の生物サンプルの持ち込み 海外の生物はその国の財産です。生物サンプルを無断で国外に持ち出すと罪に問われる可能性があります。	海外の生物サンプルの購入や受け取り 海外の共同研究者から生物サンプルを送付された場合や、国内で購入した外国由来の商品も、生物多様性条約の対象になる可能性があります。

海外生物サンプルの取得や研究には、生物多様性条約と名古屋議定書に基づく**ABS手続き**が必要です。

遺伝研ABS学術対策チームまでご相談下さい。

☎055-981-5831

URL <http://www.idenshigen.jp>

e-mail abs@nig.ac.jp

ABS: Access and Benefit Sharing
遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分

 国立遺伝学研究所 知的財産室 ABS学術対策チーム

 大学共同利用法人 情報・システム研究機構 国立遺伝学研究所

 NBRP ナショナル バイオリソース プロジェクト

 国立研究開発法人 日本医療研究開発機構

日本学術会議 公開シンポジウム

「名古屋議定書、日本において発効 ～締約国加盟後の学術研究における リスク管理について～」

日時： 平成29年9月25日(月)13:00～17:00

場所： 日本学術会議講堂(東京メトロ千代田線乃木坂駅5出口徒歩1分)

開催趣旨：

本年8月20日にわが国は「生物多様性条約下での遺伝資源の取得の機会及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書」の締約国に加盟し、国内措置 (ABS指針)が施行された。

日本学術会議では、提言「学術研究の円滑な推進のための名古屋議定書批准に伴う措置について」を昨年12月に公表し、政府に対して名古屋議定書の早期締約を要望し、また、政府、大学・研究機関等に遺伝資源の持続的利用と利益配分に関わる問題点等の周知徹底、国内支援体制の整備等について要望してきた。本シンポジウムでは、名古屋議定書下での海外遺伝資源研究における留意点やリスク管理、国内措置等について議論する。

プログラム

(総合司会) 廣野育生(日本学術会議特任連携会員、東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科教授)

13:00 開会の挨拶 奥野員敏(日本学術会議連携会員、元筑波大学生命環境系教授)

13:05 挨拶 長野哲雄(日本学術会議第二部会員、東京大学名誉教授、東京大学創薬機構客員教授)

講演

13:10 提言「学術研究の円滑な推進のための名古屋議定書批准に伴う措置について」の概要説明
三輪清志(日本学術会議連携会員、味の素株式会社客員フェロー)

13:30 名古屋議定書締約国加入に対応する国内措置について
野田浩絵(文部科学省研究振興局ライフサイエンス課調整官)

13:50 海外遺伝資源を利用した学術研究におけるリスク管理について
鈴木睦昭(日本学術会議特任連携会員、情報・システム研究機構国立遺伝学研究所ABS 学術対策チーム)

14:10 国内措置に関わる大学での体制整備の現状と遺伝資源取得に関する今後の課題

14:10 設楽愛子(東京海洋大学産学・地域連携推進機構URA)

14:30 狩野幹人(三重大学地域イノベーション推進機構知的財産統括室准教授)

14:50 深見克哉(九州大学有体物管理センター教授)

——休憩 (1510-1520)——

15:20 SATREPSにおけるABS対応を巡る現状と課題
小平憲祐(国立研究開発法人科学技術振興機構国際SATREPSグループ調査員)

15:40 緊急報告: COP13におけるデジタル配列情報に関する論議とCOP14への対応
鈴木睦昭(前出)

小原雄治(日本学術会議連携会員、情報・システム研究機構ライフサイエンス統合データベースセンター長)

16:10 質疑応答

司会: 奥野員敏(前出)、甲斐知恵子(日本学術会議第二部会員、東京大学医科学研究所教授)

16:50 閉会の挨拶 大杉立(日本学術会議第二部会員、東京農業大学客員教授)

主催: 日本学術会議農学委員会・食料科学委員会合同農学分野における名古屋議定書関連検討分科会、
日本学術会議基礎生物学委員会・統合生物学委員会・農学委員会・基礎医学委員会合同遺伝資源分科会
参加登録: 右のサイトより事前にご登録下さい <https://goo.gl/forms/obGb6ZvcnOtScqWg2> 参加費: 無料
連絡先: 大杉立(r.ohsugi@gmail.com)